

見崎中生徒心得

○TPO を正しく考え判断し行動しよう。

- 個人の利益だけでなく、全体の利益となる視点（みんなのためになること）
- *人に迷惑をかけない視点。（いじめや力関係につながらない人権感覚）
- *自分たちを守る視点。（入試や面接等での不利となる用途）
- *環境を考えた視点（地球温暖化などにつながることをなくして行く姿勢）

【対象となるもの】

- ・学校指定のもの（制服・体操服・上靴・体育館シューズ・名札・帽子・ヘルメット）
- ・個人購入するもの（バッグ・靴・靴下・ベルト・水着・水泳用キャップ・自転車）
- ・期間着用許可（防寒具（マフラー・手袋・ニット帽・耳当て）・防寒着（ジャンパー類・タイツ類））
- ・持ち込み禁止（貴重品・危険物・スマホ類・ゲーム類など）
- ・規範意識（髪・眉・化粧・装飾類）

1. 身だしなみ（マナー）などについて

- ①パーマ、脱色、染色、は禁止。（長期休業を含む。）
- ②不自然な（極端な）眉のそりこみ・毛抜きは禁止。
- ③髪が肩に付く場合は結ぶ。
- ④ピアスや化粧等は禁止。

2. 制服などについて

- ①名札を左胸につけること。
- ②ベルトは（金属飾りなどの装飾がない）黒、紺、茶系の色とする。
- ③靴下は、ベースの色を白、黒、紺、グレー系とする。（ラインの色や箇所の規定はない）
- ④制服の下に着るものは、えりや袖から出ないように心がける。

3. 下靴について

- ①登下校、保健体育の授業での運動に適する、軽くて、安全なもの。ただし、色の規定はない。
- ②ハイカットシューズについては、保健体育の授業に適さないということで禁止する。

4. 防寒着などについて（10月～3月の予定）

- ①ジャンパーなどは、期間に限って着用許可するが、安全面・経済面を考える。
- ②ニット帽、耳当てを使用してもよい。
- ③マフラー、手袋は、防寒具として、通学の場合は着用可。
- ④タイツ類は、黒・紺・ベージュ系の無地とする。

5. 制服の着用について

- ①原則として、登下校・朝の会・授業時・帰りの会は制服とする。
- ②暑さ対策で、体操服で過ごす日もある。
- ③寒さ対策で、室内で防寒着着用や膝掛けを使用する日もある。

6. カバンについて

- 特に規定はないが、紙袋やビニール袋は禁止する。

7. その他

- ①下校時（完全下校時刻以後）は交通安全用反射タスキを着用する。
- ②生徒のみの「外泊」は禁止。
- ③生徒のみの遊技場（ゲームセンター・カラオケなど）への出入りは保護者の許可のもと行う。